

個人情報保護制度の改正に係る意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方 について

（意見募集期間：令和4年9月1日から令和4年9月30日まで）

令和4年11月

江別市 総務部総務課

意見公募（パブリックコメント）の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで
提出者数	1名
提出件数	1件

■意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて施行条例案に取り入れるもの	0件
B	施行条例案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0件
C	施行条例案には取り入れないが、制度の運用にあたって参考とするもの	1件
D	施行条例案には取り入れないもの	0件
合 計		1件

■いただいたご意見と市の考え方

(提出いただいたご意見につきましては、できる限り原文のとおりとし、受付順に掲載しております。)

No	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方	取扱区分
1	<p>市民の皆さん各々の個人情報というのは、ほとんどが市役所が窓口となって情報を管理しています。役所などの公共機関が保有する個人情報は、きわめて重要な個人情報であり、厳重な管理が求められます。われわれ民間企業に勤める者においても、個人情報保護法が存在し、違反した場合は罰則規定があります。江別市においても、そうしたことを十分に留意されたうえで、情報の管理のしかたについて議論し、条例の規定を定めるにあたっての意識を気を引き締めお持ちいただくことを望みます。</p>	<p>改正後の個人情報の保護に関する法律では、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定等が統一されますが、行政機関等においては、個人情報の漏えい、滅失等が発生した場合に必要な国の個人情報保護委員会への報告義務要件が、民間事業者よりも厳しく規定されております。</p> <p>いただきましたご意見のとおり、市が保有する個人情報は、要配慮個人情報など、その取扱いに特に配慮が必要な情報が多いことから、個人の権利及び利益を保護することが何より重要であるとの認識を持ち、個人情報について適切かつ適正に管理してまいりたいと考えております。</p>	C